

貴自治体名(名古屋市)

懇談日時 令和7年11月6日(木) 午後2時00分～4時00分

懇談会場 名古屋市役所東庁舎5階大会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2025年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】自治体DX推進

(1)～(7)担当課(総務局行政DX推進部デジタル改革推進課)電話(052-972-2258)FAX(052-972-4113)

メールアドレス(a2258@somu.city.nagoya.lg.jp)

(7)担当課(健康福祉局監査課)電話(052-972-2510)FAX(052-972-4150)

メールアドレス(a2510@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

- (1) 情報システムの標準化にあたって国がシステム移行の完了期限を2025年度としているもとでの見通し
()すべての標準化対象事務で期限までに移行できる (☐) 期限までの移行は困難
()わからない

※期限までの移行が困難またはわからない場合、その理由をご記入ください。

現行事業者の事業撤退等の事由により、11業務が2025年度までに標準化システムへ移行できないため。

- (2) 情報システムの標準化にあたっての自治体独自施策についての考え方

(☐) 独自施策はこれまでどおり実施する () 施策の見直し・廃止を検討している

() その他()

※施策の見直し・廃止を検討している場合、その理由、対象となる施策、見直し内容等を具体的にご記入ください。

(理由)

(見直し・廃止の対象となる具体的な施策と見直しの内容)

- (3) 情報システムの標準化にあたっての費用負担

① システム標準化への移行に必要な経費(イニシャルコスト)

() 国からの補助金の範囲で移行可能 (☐) 自治体で財政負担が発生

() 把握していない

※自治体で財政負担が発生する場合の概算額をご記入ください。具体的な額が不明な場合には「積算中」と記入してください。()円

② システム利用料やガバメントクラウド利用料等の運用経費(ランニングコスト)

() 不変または低減 () 増加する見込み (☐) 把握していない

※増加する見込みの場合の概算額をご記入ください。具体的な額が不明な場合には「積算中」と記入してください。移行前()円 → 移行後()円

- (4) ガバメントクラウド(国が整備する全国統一の共通クラウド基盤)について

① ガバメントクラウドの利用

(☐) ガバメントクラウドを利用 () 検討中 () 独自のクラウドを利用

() その他()

※クラウドとはアプリケーション・データなどをインターネット上で管理・保存・利用するサービスのこと

② ガバメントクラウドを利用する場合の理由 ※該当する全部を選択してください。

() 既存のシステムよりも運用経費が安い () 既存のシステムよりも使いやすい

() 既存のシステムよりも安定している () 国の推奨 () ベンダの選択または推奨

(☐) その他(システム全体最適化、実効的なDR対策、コスト可視化と最適化のため)

※ベンダとはシステムやソフトウェアの販売会社のこと

③ SaaSの利用

() SaaSを利用 () 検討中 () 利用する予定はない
 (○) その他(各担当部局にてガバメントクラウドの活用方法を検討しているため把握していない)
 ※SaaSを利用または検討中の場合、利用する部局や職務を具体的にご記入ください。

--

※SaaSとはインターネット上で提供され、利用できるソフトウェアのこと

(5) 標準標準システム移行後の懸念

() 担当者への負担の集中 () 職員のシステム利用の利便性低下
 () デジタル人材の採用・育成 () ベンダの確保 () 運用費の増大
 () 住民サービスが向上しない、または低下する (○) その他(特になし)

(6) 情報システム標準化にあたっての業務への影響

(○) 一部業務に遅滞等の影響が出ている () 業務全般に遅滞等の影響が出ている
 () 特に影響はない () 把握していない

(7) デジタルデバйд(情報格差)への対策

※従来の紙による窓口での申請や、窓口・電話での問合せ・相談の受付を基本とすることは前提です。そのうえで、すべての住民が平等に情報や福祉にアクセスできるための対応についてお聞きします。

※該当する箇所に○をご記入ください。

	実施	検討中	予定なし
手続きのフォローのための窓口への人員配置			○
通信機器による情報を入手・利用できない住民への紙による広報	○		
スマートフォン講座・相談会等の開催	○		
高齢者デジタルサポーターの養成	○		
その他(障害者ICTサポーター事業)	○		

【2】1. 介護保険・高齢者福祉

(1)～(10)(14)担当課(健康福祉局介護保険課)電話(052-972-2591)FAX(052-972-4147)

メールアドレス(a2591@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(11)①③(12)(13)担当課(健康福祉局高齢福祉課)電話(052-972-2542)FAX(052-955-3367)

メールアドレス(a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(11)②担当課(健康福祉局健康増進課)電話(052-972-2637)FAX(052-951-4152)

メールアドレス(a2637-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(1) 介護給付費準備基金・繰越金等

①第9期介護保険事業計画の保険料(第1号被保険者)を決めるに際し、取り崩した前期の介護給付費準備基金の状況についてご記入ください。

2023年度末の準備基金残高 (計画決定時点での見込み)(A)	第9期保険料策定にあてて 取り崩した準備基金(B)	取り崩し割合<(B)／(A)> (小数点第1位まで)
7, 673, 534,919 円	4,153,369,000 円	54.1%

②次年度繰越金・準備基金保有高

質問項目	2022年度末	2023年度末	2024年度末
第1号被保険者数 (A)	572,950 人	574,338 人	574,293 人
次年度決算繰越金 (B)	6,296,175,323 円	6,150,545,487 円	4,185,075,065 円
1人当たり繰越金 (B)／(A)	10,989 円	10,709 円	7,287 円
年度末準備基金保有額 (C)	5,443,417,919 円	3,519,770,531 円	4,875,131,531 円
繰越金＋基金保有額(D)	11,739,593,242 円	9,670,316,018 円	9,060,206,596 円
1人当たり「繰越金＋基金保有額」 (D)／(A)	20,490 円	16,837 円	15,776 円

(2) 介護保険料の独自減免制度 → 2024年4月以降の変更は () がある (○) ない

① 低所得者への保険料減免制度

1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

() がある (○) ない

2) 低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2025年4月1日現在)

・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

・保険料の全額免除はありますか。 () ない () がある

・資産保有による制限はありますか。 () ない () がある

・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 () ない () がある

・申請は必要ですか。 () 必要 () 不要

3) 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

② 収入減少を理由にした保険料減免制度

1) 収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ特例減免は除く)

(○) がある () ない

2) ある場合、2025年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

前年合計所得 410万円以下 全世帯員の当年合計所得見込額の合算額 250万円以下 当年合計所得見込額の減少要件割合 5割以下に減少 減免割合 申請月から6か月以内の保険料額の 最小(3)割～最高(5)割

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	493 件	542 件
保険料減免の金額実績	9,358,420 円	11,437,210 円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2023年度	2024年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数	7,051 人	6,750 人
	保険料滞納者延べ件数	70,959 件	63,616 件
保険給付の制限	償還払い人数	14 人	18 人
	保険給付の一時差し止め人数	0 人	0 人
	3割負担人数	113 人	96 人
財産差押え	差押え実人数	379 人	366 人
	差押え件数合計	457 件	451 件

(4) 介護保険利用料の独自減免制度 → 2024年4月以降の変更は () がある (○) ない

① 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

() がある → 実施年月() 年() 月 (○) ない

② 市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2025年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

2) 訪問介護利用料の助成割合 ()

3) 居宅サービス利用料の助成割合 ()

4) 施設サービス利用料の助成割合 ()

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 () ない () がある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③ 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2023年度	2024年度
利用料減免件数	件	件
利用料減免の金額実績	円	円

(5) 介護保険施設、グループホーム入所者等への食費・居住費の助成制度

① 介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度がありますか。

(○)ある → 実施年月(平成30)年(1)月 ()ない

②ある場合、その内容をご記入ください。(2025年4月1日現在)

世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方…20,000 円/月(上限)
世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方…10,000 円/月(上限)

(6) 総合事業

① 総合事業の「事業対象者」数をお答えください。(4,499)人

② 総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2025年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2024年	2025年	2024年	2025年
現行の訪問介護相当の訪問介護	830	854	7,336	7,343
生活支援型訪問A(緩和した基準)	389	398	1,887	1,732
現行の通所介護相当の通所介護	747	743	11,396	11,847
通所型サービスA(緩和した基準)	164	157	1,462	1,487
通所型サービスC(短期集中予防)	-	-	-	-

(7) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

① 特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(1,780)人(令和7年4月現在)

② 要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

(○)把握している → 入所者数(131)人 待機者数(77)人 (令和7年4月現在)

()把握していない

③ 特別養護老人ホームの入所者の申し込みにあたって貴自治体の対応(該当に○印を)

()自治体の窓口でも相談・受け付け業務を行っている

(○)行政区内の施設から情報を定期的に得ている

()当該施設に任せており、対応はしていない

(8) 施設サービス基盤整備

① 特別養護老人ホーム等の整備状況について

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第9期(～2026年度)		2024年度			
	計画		計画		実績	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	— (—)	9,281 (150)	— (—)	9,311 (196)	125 (2)	9,312 (196)
介護老人保健施設	— (—)	6,427 (0)	— (—)	6,636 (0)	69 (0)	6,383 (0)
認知症グループホーム	— (—)	3,698 (70)	— (—)	3,628 (27)	207 (1)	3,628 (27)
特定施設入居者生活介護事業所	— (—)	6,611 (380)	— (—)	6,421 (227)	122 (4)	6,458 (227)

② サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2025年3月末現在)

	施設数	定員
サービス付き高齢者住宅	117	4,454(戸)

住宅型有料老人ホーム	440	13,746
------------	-----	--------

(9) 介護施設の夜勤形態について

- ① 介護施設の夜勤形態について把握をしていますか。
☐ 把握している ☐ 把握していない

- ② 職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置 施設数	2交替(12時間以上 の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交 替が混在	その他
特別養護老人ホーム					
介護老人保健施設					
グループホーム					
小規模多機能					
看護小規模多機能					
短期入所					

- ③ 上記施設の内、夜勤配置人員が1人になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含まれます。)

	2交替(12時間以上 の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交 替が混在	その他
特別養護老人ホーム				
介護老人保健施設				
グループホーム				
小規模多機能				
看護小規模多機能				
短期入所				

(10) 次期(第10期)介護保険事業計画策定委員会

- ① 計画策定委員会の公開 ☐ 公開する ☐ 公開しない ☐ 未定
 ② 計画策定委員の公募枠 ☐ ある → 公募枠(5)人 ☐ ない ☐ 未定

(11) 高齢者福祉施策

- ① 加齢性難聴者への補聴器助成を実施する予定はありますか？すでに実施済みの場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

☐ 予定がある (年 月から) ☐ 検討中 ☐ 予定がない
☐ 実施中

事業名	対象者	助成額	2024年度助成実績 (人数・金額)
			人 円

- ② 加齢性難聴の検診制度がありますか？ある場合は、実施内容をご記入ください。

☐ ある ☐ ない

- ③ 高齢者の外出支援施策について、該当項目に○印を付してください。

- 1) 地域巡回バス ☐ ある ☐ ない ☐ 検討中
 2) タクシー代助成 ☐ ある ☐ ない ☐ 検討中
 3) その他の移動支援がありますか？ある場合または検討中の場合は、実施内容をご記入ください。
☐ ある ☐ ない ☐ 検討中

・敬老パス

- 4) 外出支援策について前年度から変更がありますか。ある場合は、変更内容をご記入ください。

()ある (○)ない

(12) 認知症関係

①「市町村認知症施策推進計画」の作成予定は

(○) 令和9年3月に作成予定 ()作成予定は未定

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」は

(○)実施している → 保険料の補助は (○)全額補助 ()一部補助 ()補助なし
()実施していない

③認知症の無料検診事業(物忘れ検診など)を実施していますか。

(○)実施している → 自己負担は (○)無料 ()有料 (自己負担額 円)
()実施していない

(13) やむを得ない事由による老人福祉法の措置

※2024年度措置件数

やむを得ない事由	施設入所件数 (第11条1項2号)	居宅サービス等件数 (第10条の4第1項)
虐待		10
認知症		把握していない
その他()		把握していない

(14) 65歳以上高齢者の障害者控除の認定について

→2024年4月以降、対象者・要件の変更は ()ある (○)なし

①認定書の発行枚数実績は → 2023年度(1,191)枚、2024年度(1,239)枚

②障害者控除の対象者に申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2023年度()件、2024年度()件
()認定書を送付している → 2023年度()件、2024年度()件
(○)自動的に送付していない

③65歳以上高齢者の認定書の発行要件(複数回答可)

()要支援2以上は基本的に該当する

()要介護1以上は基本的に該当する

(○)障害高齢者自立度(B)以上は基本的に該当する →要介護要件 ()ある (○)なし

※要介護要件がある場合は、()以上

()認知症高齢者自立度()以上は基本的に該当する →要介護要件 ()ある ()なし

※要介護要件がある場合は、()以上

(○)その他、次のような基準で判断している(別表 3 身体障害者に準ずる者 のとおり)

2. 国民健康保険 担当課(健康福祉局保険年金課)電話(052-972-2564)FAX(052-972-4148)

メールアドレス(a2564@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(1) 国保保険料(税)等について

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)と法定外繰入について

	区分	定 義	2024年度	2025年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× (11.89)%	× (11.37)%
	資産割	固定資産税額	× (—)%	× (—)%
	均等割	加入者1人につき	65,123 円	65,443 円
	平等割	1世帯につき	—円	—円
1人当たり調定額(平均保険料)※予算額			109,314 円	109,431 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			予算 14,910 円	予算 12,991 円
※2024年は予算・決算、2025年は予算			決算 11,493 円	

②モデルケース別の国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

No.	モデルケース	2024年度	2025年度	増減
1	夫婦(40歳代)・子ども(中学生1・高校生1)の	308,380 円	305,960 円	-2,420 円

	4人世帯、給与所得200万円（妻の年収0） ※2割軽減世帯			
2	夫婦世帯(70歳代)、年金所得80万円(年金収入190万円)（妻年収0） ※5割軽減世帯	65,870 円	65,980 円	110 円
3	単身世帯(70歳代)、所得0円 ※7割軽減世帯	17,520 円	17,620 円	100 円
4	単身世帯(20歳代)、給与所得100万円（給与収入155万円） ※軽減なし世帯	132,890 円	130,240 円	-2,650 円

※資産割がある自治体の場合、資産税額は0円で算出してください。

③次年度繰越金・基金保有額

質問項目	2022年度末	2023年度末	2024年度末
被保険者数 (A)	411,319 人	393,706 人	379,536 人
次年度決算繰越金 (B)	441,574,377 円	892,113,681 円	428,584,565 円
1人当たり繰越金 (B)／(A)	1,074 円	2,266 円	1,129 円
年度末準備基金保有額 (C)	0 円	0 円	0 円
1人当たり保有額 (C)／(A)	0 円	0 円	0 円
繰越金＋基金保有額(D)	441,574,377 円	892,113,681 円	428,584,565 円
1人当たり「繰越金＋基金保有額」(D)／(A)	1,074 円	2,266 円	1,129 円

(2)保険料(税)の市町村独自の減免制度

①市町村独自の低所得者減免 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

1)低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く

(○)ある ()ない

2)低所得者減免を実施している場合は、その要件と減免内容をご記入ください。

・【2 割減免】保険料の所得基準による減額が適用されていない世帯で、**2024** 年中の所得の合計が「**66 万円**＋(**35 万円**×被保険者数)」以下の世帯
・【特別軽減※】保険料の所得基準による減額に該当する世帯の被保険者 **1 人**につき、年間 **2,000 円** (加入月数により月割り)
※対象年度 **2022** 年度をもって【特別軽減】を廃止し、対象年度 **2023** 年度より【均等割額の独自控除】(申請不要)を新設しました。(軽減の要件と内容については変更ありません)

3)低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	484 件	71 件
保険料減免の金額実績	1,346,899 円	971,866 円

4)低所得者減免に対する一般会計からの繰り入れはありますか。 (○)ある ()ない

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

②市町村独自の子どもの均等割などの減免(就学前までの5割減免は除く)

1)子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。

()ある ()検討中 (○)ない

2)ある場合、2025年4月1日現在の内容をご記入ください。

--

3)ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

③収入減少を理由にした保険料(税)減免制度(コロナ特例減免は除く)

→ 2024年4月以降の変更は (○)ある ()ない

1)収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。

(○)ある ()ない

2)ある場合、2025年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

令和6年合計所得 1,000万円以下の世帯
令和7年合計所得見込額 274万円以下の世帯
令和7年合計所得見込額の減少要件割合 8/10以下に減少する世帯
減免割合 所得割額の 最小(3)割～最高(7)割

3)ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

質問項目	2023年度	2024年度
保険料減免件数	6,698 件	7,059 件
保険料減免の金額実績	581,989,026 円	633,198,925 円

(3)資格証明書・留め置き・差押え

①国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書・留め置き世帯数等

質問項目	2024年6月1日	2025年6月1日
被保険者数	396,823 人	383,695 人
世帯数	284,578 世帯	279,381 世帯
滞納世帯数	30,768 世帯	31,875 世帯
資格証明書交付世帯数	0 世帯	0 世帯
特別療養費支給対象世帯数	0 世帯	0 世帯
留め置き世帯数(※1)	統計は取っていない	統計は取っていない
未交付・未更新世帯数(※2)	605 世帯	0 世帯

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

②資格証明書の交付または特別療養費の支給 (2025年6月1日現在)

資格証明書の交付または特別療養費の支給で独自に配慮している点がありますか。

- () 国の基準どおり実施している
() 独自に配慮し、次の場合は対象から除外している
() 高校生世代以下の子どものいる世帯
() 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
() 病弱者のいる世帯
() 次の場合は、対象から除外している

--

③保険料(税)滞納者への差押え等

1)差押えの基準をご記入ください。 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯のうち差押可能な財産がある場合

2)以下の件数をご記入ください。

質問項目		2023年度	2024年度
財産調査件数		451,141 件	460,015 件
差押え件数	件数	7,263 件	6,713 件
	給与		737 件
	不動産	13 件	13 件
	預貯金	5,875 件	5,307 件
	生命保険(内学資保険)	269 件 (内学資保険不明)	287 件 (内学資保険不明)
	その他	1,106 件	369 件
競売による現金化		20 件	6 件
徴収の猶予	申請件数	0 件	0 件
	許可件数	0 件	0 件

換価の猶予	申請件数		0 件	0 件
	許可件数		0 件	0 件
	職権件数		25 件	44 件
滞納処分の停止	適用件数		5,192 件	5,560 件
	件数 内訳	無資力	3,124 件	3,358 件
		生活保護	1,330 件	1,396 件
		生活困窮	0 件	0 件
		所在不明	738 件	806 件
		その他	0 件	0 件

(4) 一部負担減免制度

① 一部負担減免制度がありますか。

(○)ある ()検討中 ()ない

② 相談・申請・適用の実績

質問項目	2023年度	2024年度
一部負担金の相談件数	統計は取っていない	統計は取っていない
一部負担金の申請件数	2 件	0 件
一部負担金減免の延べ件数	5 件	0 件
一部負担金減免の金額実績	333,648 円	0 円

(5) マイナ保険証登録率・利用率、資格確認書

① 国民健康保険加入者のマイナ保険証登録率・利用率 (2025年6月現在)

登録率 59.98% 利用率 38.66%

② 資格確認書の交付についての貴自治体の対応は。

() マイナ保険証登録者には、要配慮者に限り資格確認書を交付する。

() 全ての国民健康保険加入者に送付する。

() 全ての国民健康保険加入者に交付できないか検討中。

(○) その他(要配慮者に限らず、マイナ保険証での受診が困難として申請があった人等に交付)

③ 資格確認書の交付などについて、困っていること、改善してほしいことなどがあればご記入ください。

(6) 国保運営協議会 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

① 運営協議会の公開 (○)公開している ()公開していない

② 運営協議会議事録のホームページへの掲載 ()掲載している (○)掲載していない

③ 運営協議会委員の被保険者枠は (7)人 そのうち、公募枠は (0)人

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護 担当課(健康福祉局保護課) 電話(052-972-2552)FAX(052-972-4148)

メールアドレス(a2552@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

① 生活保護の相談件数、申請件数とその保護開始件数

質問項目	2023年度	2024年度
相談件数	20,860 件	21,711 件
申請件数	7,371 件	7,593 件
保護開始件数	6,776 件	6,857 件

② 利用(受給)世帯数と人数

質問項目	2024年4月分	2025年4月分
------	----------	----------

世帯数	38,630 世帯	38,680 世帯
うち、外国人世帯数	2,227 世帯	2,226 世帯
人数	46,347 人	46,173 人
うち、外国人人数	3,328 人	3,246 人

※以下は市のみお答えください

③扶養照会

質問項目	2023年度	2024年度
1) 扶養照会したケース数	1,590 件	1,545 件
2) 扶養照会した扶養義務者数	3,260 人	3,096 人
3) 上記2)のうち金銭的援助が受けられるようになった扶養義務者数	33 人	35 人

④生活保護担当職員

1) ケースワーカーの人数

	正規職員数(内女性)	生保担当の 平均在任年数	非正規職員数(内女性)
2024年4月現在	382 人(105 人)	4 年 10 カ月	0 人(0 人)
2025年4月現在	386 人(118 人)	5 年 3 カ月	0 人(0 人)

※正規職員には暫定再任用職員(フルタイム)を含む

※非正規職員をケースワーカーとして配置している理由をご記入ください。

--

2) 社会福祉主事の資格がない職員数(2025年4月現在)

社会福祉主事の 資格がない職員数	正規職員	非正規職員
	26 人	-人

3) 1ケースワーカー当たりの世帯数・人数

	世帯数	人数
2024年4月現在	101 世帯	122 人
2025年4月現在	100 世帯	120 人

4) 専門職としての採用(2025年4月現在)

専門職としての採用がありますか。 ()あり (○)なし

5) 生活保護担当部署に配置されている会計年度任用職員について

職種	フル・パートの別	人数
生活保護就労支援員	パート	52 人
訪問活動支援員(再任短含む)	パート	42 人
生活保護居宅生活支援員	パート	6 人
生活保護年金等調査員	パート	16 人
生活保護適正実施推進支援員	パート	22 人
保護・援護生活相談員(再任短含む)	パート	21 人
医療・介護扶助事務員	パート	38 人
生活保護経理事務員	パート	22 人
生活保護債権管理員	パート	17 人
生活保護心理支援員	パート	1 人
月額制業務補助員(認定事務補助員)	パート	46 人

(2)生活困窮者支援

子どもの学習・生活支援以外:

担当課(健康福祉局地域共生推進課)電話(052-972-2547)FAX(052-955-3367)

メールアドレス(a2548-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

担当課(健康福祉局保護課)電話(052-972-2552)FAX(052-972-4148)

メールアドレス(a2552@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

子どもの学習・生活支援:

担当課(子ども青少年局子ども未来企画課) 電話(052-972-2522)

FAX(052-972-4204) メールアドレス(a2522-10@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

※市民向けのパンフレットがあれば添付してください。

①実施方法

	実施	運営方法	事業所数	委託先
自立相談支援		直営・委託	6	社会福祉法人、特定非営利法人
住居確保一時金窓口		委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
シェルター(一時生活支援)	実施	委託	7	社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社
地域居住支援	実施	委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
就労準備支援	実施	委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
就労訓練	実施	委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
家計改善支援	実施	委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
子どもの学習・生活支援	実施	委託	150 会場	社協、社会福祉法人、NPO 法人、一般社団法人、株式会社、生協、労協
町村の相談支援		-		-
その他()		-		-

※実施には、「実施」「未実施」「実施予定」の別を記入ください

※運営方法は「直営」「委託」「直営＋委託」「借上」の別を記入ください

※委託先は「社協」「社会福祉法人」「NPO法人」「一般社団(財団)法人」「株式会社」「生協」など種別を記入ください。複数ある場合は複数記入ください。

②実施状況

		2023年度	2024年度
新規相談受付件数		延 4,819 人	延 5,118 人
プラン作成件数		延 846 人	延 988 人
就労支援対象者数		448 件	621 件
事業等 利用 件数	住居確保給付金	517 件	291 件
	シェルター(一時生活支援)	延 1,715 人	延 1,996 人
	地域居住支援	—	—
	就労準備支援	68 件	75 件
	就労訓練	19 件	16 件
	家計改善支援	213 件	153 件
	子どもの学習・生活支援	393 人※	370 人※
	町村の相談支援	-	-
その他()		-	-

※生活保護世帯と困窮者世帯の合計

(3)低所得世帯等へのエアコン助成 担当課(健康福祉局高齢福祉課) 電話(052-972-2542)

FAX(052-955-3367)

メールアドレス(a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

①自治体独自の低所得世帯・高齢者世帯等へのエアコン購入費助成事業がありますか。

※国の住宅省エネキャンペーン、子育てグリーン住宅支援などは除く。

()ある ()ない ()検討中 ※令和7年度のみ実施

②ある場合は、実施内容(対象者、助成額、助成実績)をご記入ください。

対象者	助成の有無	助成額	助成実績(件)
-----	-------	-----	---------

生活保護利用世帯	有	上限 92,000 円	563 件 (8 月末時点)
高齢者世帯			
住民税非課税世帯			
その他(中国残留邦人等 支援給付を受けている世 帯に属する方)			

4. 福祉医療など

子ども医療費、ひとり親医療費以外：

担当課(健康福祉局医療福祉課)電話(052-972-2572)FAX(052-972-4148)

メールアドレス(a2572@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

子ども医療費、ひとり親医療費：

担当課(子ども医療費、ひとり親医療費：子ども青少年局子育て支援課)電話(052-972-3083)

FAX(052-972-4419) メールアドレス(a3083@kodomoseishone.city.nagoya.lg.jp)

- (1) 福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2024年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。
※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度	○		
障害者医療費助成制度		○	
精神障害者医療費助成制度		○	
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度		○	
妊産婦医療費助成制度			

- (2) 前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

○障害者医療費助成制度、精神障害者医療費助成制度、後期高齢者福祉医療費給付制度
(実施年月日) 令和7年8月1日
(改定内容) 所得制限基準額の引き上げ

5. 子育て支援策

(1)①、②担当課(子ども青少年局子ども未来企画課)電話(052-972-2522)FAX(052-972-4204)

メールアドレス(a2522-10@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

(1)①担当課(教育委員会事務局義務教育課)電話(972-3236)FAX(972-4177)

メールアドレス(a3236@kyoiku.city.nagoya.lg.jp)

(2)①～⑤担当課(教育委員会事務局学事課)電話(972-3217)FAX(972-4175)

メールアドレス(a3217@kyoiku.city.nagoya.lg.jp)

(1)③、④担当課(子ども青少年局子ども福祉課)電話(052-972-3979)FAX(052-972-4438)

メールアドレス(a2517@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

(2)⑥、(3)担当課(教育委員会事務局学校保健課)電話(972-3246)FAX(972-4178)

メールアドレス(a3246@kyoiku.city.nagoya.lg.jp)

(3)②、(4)保育：担当(子ども青少年局幼保企画課)電話(052-972-2524)FAX(052-972-4146)

メールアドレス(a2524@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)、担当(子ども青少年局保育運営課)

電話(052-972-2525)FAX(052-972-4116)メールアドレス(a2525-09@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

- (1) 子どもの権利を守る施策

①教育・学習支援 (○) 実施 (子ども青少年局平成 26 年 7 月実施) () 未実施

	2024年度実績	2025年度予算
カ所数	150 カ所	150 カ所

人数	1,279 人	定員 1,800 人
実施時期(○月～○月等)	通年	通年
実施日・回数等	週 1 回型:年間 50 回以上 52 回まで 週 2 回型:年間 92 回以上 96 回まで	週 1 回型 週 2 回型
対象者の学年	中学 1 年生～3 年生 ※高校生世代の生徒(主に中学生の時の利用者)に自主学習の場を提供	中学 1 年生～3 年生 ※高校生世代の生徒(主に中学生の時の利用者)に週 1 回自主学習の場を提供

※実施している場合の具体的な内容や対象者の要件等をご記入ください。

1回2時間の学習支援と居場所支援を行う。
名古屋市在住の母子家庭または父子家庭(児童扶養手当受給者または同様の所得水準である世帯)又は生活保護受給世帯並びに生活困窮世帯に属する中学1～3年生

※ 子どもの未来応援講師配置校152校のうち105校において、授業後(週2時間以上)や夏季・冬季休業中(20時間)に特設講座を実施【義務教育課】

②「無料塾」、「こども食堂」への支援

- 1)「無料塾」への支援 ()実施 ()未実施
2024年度実績 ()カ所()人、決算額()円
2025年度予算 ()カ所()人、予算額()円

※支援内容を具体的にご記入ください。

2)「こども食堂」への支援 (○)実施 ()未実施

2024年度実績 (開設助成 23、運営費助成 72)カ所(-)人、決算額(開設助成 1,149,800、運営費助成 8,643,593)円

2025年度予算 (開設助成 20、運営費助成 100)カ所(-)人、予算額(開設助成 1,000,000、運営費助成 10,000,000)円

※支援内容を具体的にご記入ください。

- 子ども食堂開設整備助成金
子ども食堂を開設する団体に対し、50,000円を上限とする開設助成金を交付する。
- 子ども食堂等運営補助金
(対象活動)
① 子ども食堂 ②学習支援 ③その他子どもの居場所として資する事業
(補助額)
① ・②いずれかを実施: 上限10万円/年
① ～③の複数を実施: 上限20万円/年
(主な支給要件)
・対象活動を月1回90分以上実施(複数実施の場合はそれぞれ月1回90分以上実施)
・3人以上の団体で、定款又は会則を備えていること
・子どもの参加人数が10名以上であること
・気になる子どもを行政等の必要な支援に繋ぐこと
・各種支援機関や地域資源等に関する研修を受講すること

③こども家庭センターについて

- 1)こども家庭センターの設置状況 (○)設置済み (○)設置を検討中 ()設置しない

2)こども家庭センターを設置している場合の状況

設置カ所数(8)カ所 設置場所(千種区・北区・中川区・港区・南区・守山区・名東区・天白区)

職員体制	人数(人)	任用形態	専任・兼務	所持している資格
センター長	8	①	兼務	
統括支援員	8	①	専任	保健師等

子ども家庭支援員	21	①	専任・兼務	社会福祉士等
虐待対応専門員	19	⑧	兼務	社会福祉士等
保健師	8	①	専任	保健師
心理担当職員				
その他(子育て相談員等)	16	③⑧	専任・兼務	看護師等

※任用形態は①正規職員、②フルタイム再任用職員、③短時間再任用職員、④任期付職員、⑤短時間任期付職員、⑥臨時職員、⑦フルタイム会計年度任用職員、⑧パートタイム会計年度任用職員、⑩その他、から選択してご記入ください。

④要保護児童対策地域協議会について

1) 要保護児童対策地域協議会の設置状況 (○)設置している ()設置していない

2) 要保護児童対策地域協議会を設置している場合の状況

設置か所数(16)カ所 設置場所(各区民生子ども課)

職員体制 全体(103)人 うち正規職員(57)人 →うち専任()人・兼任(57)人

正規職員以外(46)人 →うち専任()人・兼任(46)人

(2) 就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2024年度	2025年度
受給者数	25,085 人	25,084 人
受給割合	15.8%	15.8%
支給額	2,316,297,359 円	2,460,156,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2025年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。→ 2024年4月以降の変更は (○)ある ()ない

【令和5年8月まで】生活保護基準額(R4.4.1)の(1.2)倍

【令和6年8月まで】生活保護基準額(R5.4.1)の(1.2)倍

【令和6年9月から】生活保護基準額(R5.10.1)の(1.2)倍

【令和7年9月から】生活保護基準額(R6.4.1)の(1.2)倍

※上記生活保護基準に含まれているものに○印を付してください。

(○)生活扶助(基準生活費+加算)、(○)住宅扶助(家賃)、(○)教育扶助、

(○)前記以外に追加しているもの(医療扶助)

③就学援助の対象となる所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母就労30歳代、子ども小学生の場合) … (【令和5年8月まで】2,901,000【令和6年8月まで】2,908,000、【令和6年9月から】3,219,000【令和7年9月から】3,218,000)円

・4人家族(父母とも就労30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (【令和5年8月まで】3,524,000【令和6年8月まで】3,524,000、【令和6年9月から】4,179,000【令和7年9月から】4,178,000)円

④申請書の受付先 ()市町村窓口 (○)学校 ()窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目 → 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

(○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 (○)通学費

(○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費

(○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの)

()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品 (○)オンライン学習通信費

(○)その他(卒業アルバム代等、学校生活管理指導表文書費、学校病医療費)

⑥日本スポーツ振興センター掛け金

()就学援助の対象としている

(○)すべての児童の掛け金を公費助成している

()就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

(3) 給食費の補助・減免(就学援助家庭への減免は除く)

①学校給食費について

1) 一般財源により市町村独自の補助・減免を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)

→ 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない
 ()徴収していない ()補助・減免を行っている ()検討中 (○)行っていない
 ※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

食材費高騰分を公費で負担している。

2) 重点支援地方交付金を活用した時限的な補助・減免を行っていますか。

()補助・減免を行っている ()検討中 (○)行っていない

※補助・減免を行っている場合は、具体的な期間・内容をご記入ください。

(実施期間) R4 年 9 月～ 年 月

(実施内容) 食材費高騰分を公費で負担している。

②保育施設等の給食費について

1) 一般財源により国基準を上回る市町村独自の補助・減免を行っていますか。

→ 2024年4月以降の変更は ()ある (○)ない

()徴収していない ()補助・減免を行っている ()検討中 (○)行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

2) 重点支援地方交付金を活用した時限的な補助・減免を行っていますか。

()補助・減免を行っている (○)検討中 ()行っていない

※補助・減免を行っている場合は、具体的な期間・内容をご記入ください。

(実施期間) 令和 7 年 4 月～ 令和 8 年 3 月

(実施内容) 物価高騰の中でも保護者負担を増額せずに現在の給食の水準を維持するために必要な給食費の事業者負担分について、補助するもの。令和 7 年度は市単費で予算化されたが、重点支援地方交付金を充当するか、全庁的に検討中。

(4) 保育

①保育施設の数 (2025年4月1日現在)

保育施設の種類		施設数	
		公立施設	私立施設
認可保育所 ※保育所型認定こども園・へき地保育所を含む		83	387
認定こども園	幼保連携型		86
	幼稚園型		7
	保育所型(認可保育所と重複)		22
	地方裁量型		0
地域型保育事業	家庭的保育事業		17
	小規模保育事業A型		150
	小規模保育事業B型		25
	小規模保育事業C型		0
	事業所内保育所事業		10
	居宅訪問型保育事業		8
認可外保育施設	全体数		360
	指導監督基準を満たさない施設		148
	企業主導型保育事業		86

②公立保育施設等の統廃合・民営化・民間委託等の計画がありますか。

※2024年8月以降の新たな計画についてご記入ください。

()ある ()ない (○)検討中

1) ある場合、その計画等の名称と公表時期 (複数ある場合はすべて記載をお願いします。)

() () (年 月) 公表

() () (年 月) 公表

2)ある場合、その計画等は自治体のホームページに掲載していますか。

()している ()していない → していない場合、内容のわかるものを添付してください。

3)検討中の場合、具体的な内容をご記入ください。

就学前児童数の減少や社会的な保育ニーズの変化、保育政策の方向性等を踏まえ、公立保育所の今後のあり方について検討中。

③保護者が育児休業を取得する際のきょうだいの子の退園(いわゆる育休退園)行っていますか。

()育休退園を行っている (○)保護者が育児休業に入っても入園を継続できる

1)育休退園を行っている場合、育休退園を行っている理由や基準、今後の見通しをご記入ください。

--

2)育休退園を行っている場合、育休退園となった子どもの延べ人数とその内訳

	延べ人数	0歳児	1歳児	2歳児	その他
2023年度					
2024年度					

3)再び入園する際の配慮があれば具体的にご記入ください。

--

④保育施設等に対する指導監査における実地検査について

1)保育士等、現場経験のある専門家は同行していますか。

(○)保育士が同行している ()その他の専門家が同行している ()同行していない

※その他の専門家が同行している場合、具体的にご記入ください。

栄養士が同行する場合もある。

2)実地による検査ではなく、書面やリモートにて実施する予定はありますか。

(○)すでに実施している ()予定がある ()予定はない

※すでに実施している、予定がある場合は、実地の検査を行わないこととした理由をご記入ください。

施設の負担軽減を図りつつ、重点的に指導を行うため。(前年度の指導監査において文書指摘がなかった、もしくは文書指摘はあっても改善が確認できているなど比較的運営状況が良好と判断できる施設に限る)

3)指導監査における実地検査以外に、保育施設等を訪問する機会がありますか。

(○)定期的に訪問している (○)特別な事情があれば訪問している ()特にしていない

※訪問している場合、どの種類の保育施設を訪問していますか。

(○)認可保育所 (○)小規模保育事業 (○)企業主導型保育事業 (○)認可外保育所

※訪問している場合、その理由や目的(職員からの聞き取り、保育の指導、状況把握等)、訪問者などをご記入ください。

小規模保育事業について、家庭的保育者または家庭的保育補助者に対し指導・支援を行うため、定期的に家庭的保育支援者による巡回指導を行い、保育の計画の作成やその実施に対する支援を行っている。企業主導型保育事業を含む認可外保育所に対しては、保育の質の確保、向上のため、概ね年に1回以上、保育事業者支援コンサルタントによる巡回を行い、運営全般に関する相談支援を行っている。

また、認可保育所、小規模保育事業、企業主導型保育事業、認可外保育所に対し、保育の状況について確認が必要な場合等に、職員からの聞き取りや状況把握等のために訪問することがある。

⑤保育施設におけるスポットワーク(いわゆるスキマバイト)の利用を把握していますか。

(○)している → ()カ所の施設で利用している ()していない

1)把握している場合、その把握方法を具体的にご記入ください。

下記2)のような状況の取り扱いに関する通知文を発出して、指導の対象となる場合がある旨を周知しており、監査等の際に各園の状況は確認しているが、施設数の把握はしていない。

2)把握している場合、以下の状況があった際に指導・指摘等の対象としていますか。

(○)スポットワークの保育士を最低基準上の保育士定数の一部に充てている場合

(○)組・グループの保育をスポットワークの保育士のみで行っている場合

(○)スポットワークの保育士を長期かつ継続的に利用している場合
()その他()の場合 ()特にしていない

⑥保育士の離職防止や保育士確保のために市町村独自の施策や工夫を行っていますか。

(○)市町村独自のとりくみを行っている ()特に行っていない

※市町村独自のとりくみを行っている場合、その内容について具体的にご記入ください。

運営費補給金制度により、公民格差是正のための職員の給与改善等を行っている他、奨学金を利用して保育士資格を取得した民間保育所等の保育士を対象に奨学金を返済する費用の一部を補助する事業を実施している

⑦乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施状況(予定含む)について

1)実施施設 ※該当する全部を選択してください。

()公立保育園・認定こども園・幼稚園 (○)民間保育園・認定こども園・幼稚園
()小規模保育事業所 ()家庭的保育事業所 ()地域子育て支援拠点
()児童発達支援センター ()その他() ()検討段階にない

2)実施方法 ※該当する全部を選択してください。

(○)一般型(在園児合同) (○)一般型(専用室独立実施) ()余裕活用型
()検討段階にない

3)職員配置

(○)正規保育士を配置 (○)非正規保育士を配置 (○)保育従事者を配置
()現体制のまま実施 ()検討段階にない

4)事業に対する指導監査・勧告・命令等について

()新たに人員を配置 ()外部委託 (○)その他(担当課にて対応)
()検討段階にない

5)乳児の対象地域

(○)限定する ()検討中 ()限定しない ()検討段階にない

6)その他、自治体独自で実施・検討していることなどあれば具体的にご記入ください。

6. 障害者施策

(1)(7)担当課(健康福祉局障害企画課)電話(052-972-2585)FAX(052-951-3999)

メールアドレス(a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(2)～(6)(8)担当課(健康福祉局障害者支援課)電話(052-972-2558)FAX(052-951-4149)

メールアドレス(a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(7)～(8)担当課(障害児:子ども青少年局子ども福祉課)電話(052-972-3979)

FAX(052-972-4438)メールアドレス(a2517@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

(1)自治体独自の障害者手当 → 2024年4月以降の変更は (○)ある ()ない

①自治体独自の障害者手当を支給していますか (○)支給している ()支給していない

②支給している場合、2025年4月現在の内容をご記入ください。

手当の事業名	名古屋市特別障害者手当
支給者数	2024年度実績 3,533 人
手当額	月額(最低) 5,000 円 ～ (最高) 11,850 円
支給対象者	本市の住民であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別障害者手当が支給される者

手当の事業名	名古屋市障害児福祉手当
支給者数	2024年度実績 1,099 人
手当額	月額(最低) 1,150 円 ～ (最高) 15,750 円
支給対象者	本市の住民であって、重度障害児のうち、要綱で定める基準に該当する者 ※施設入所等による支給制限や所得制限あり

手当の事業名	名古屋市経過的福祉手当
支給者数	2024年度実績 35 人
手当額	月額（最低）1,150 円 ～（最高）15,750 円
支給対象者	本市の住民であって、20 歳以上の従来の福祉手当受給者のうち、昭和 61 年 4 月の年金制度の改正に伴い、障害基礎年金等を受給できない者 ※施設入所等による支給制限や所得制限あり

手当の事業名	外国人障害者給付金
支給者数	2024年度実績 7 人
手当額	月額 36,000 円 ※年金等との支給調整あり
支給対象者	外国人(外国人住民または外国人であった者)であり昭和 57 年1月1日時点で次のすべてに該当し、現在障害基礎年金等を受給していない者 ※所得制限あり ・日本国内に居住地登録をしていた者 ・20 歳以上であった者 ・身体障害者手帳 1・2 級、愛護手帳 1・2 級、又は精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者で、昭和 57 年 1 月 1 日前に障害の初診日がある者

手当の事業名	重度障害者(児)給付金
支給者数	2024年度実績 5,062 人
手当額	※月額または年額のいずれかをご記入ください 年額 20,000 円
支給対象者	愛知県在宅重度障害者手当もしくは経過的福祉手当いずれかの当該年度 11 月分受給者。ただし以下の者を除く。 ・障害児福祉手当、外国人障害者給付金受給資格者 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、改正前の国民年法に基づく障害年金、特別障害給付金の受給権者

(2) 入所施設 ※複数施設の待機者は、名寄せしてご記入ください。

	2024年7月現在	2025年7月現在	対前年比(%)
入所施設設置数	15	15	100.0(%)
入所待機者数	318	304	95.6(%)
施設入所支援決定者数	998	977	97.9(%)

(3) グループホーム

		2024年7月現在	2025年7月現在	対前年比(%)
グループホーム設置数		329	364	110.6(%)
共同生活援助支給決定数		4,674	5,174	110.7(%)
日中サービス支援型共同生活援助事業所数		17	25	147.0(%)
グループホームの運営法人	1) 公営	0	0	0(%)
	2) 社会福祉法人	64	65	101.5(%)
	3) 非営利活動法人	60	69	115.0(%)
	4) 営利法人	179	205	114.5(%)

(4) 訪問系各サービス

①訪問系各サービスの支給状況

サービス	支給者数(人)			最多支給時間数	平均支給時間数
	2024年 7月現在	2025年 7月現在	前年同月 比(%)	2025年7月 現在	2025年7月 現在

居宅介護	10,078	10,518	104.4(%)	465.5	39.7
重度訪問介護	1,614	1,639	101.5(%)	965.0	185.3
行動援護	768	879	114.5(%)	412.0	96.2
同行援護	967	949	98.1(%)	209.5	55.9

地域生活支援事業

移動支援	7,441	7,511	100.9(%)	252.5	46.7
------	-------	-------	----------	-------	------

※最多支給時間は2025年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

②移動支援の報酬単価について

1) 2025年度 1時間あたりの報酬単価(3,100 円)

() 引き上げた () 引き下げた (○) 変更していない

2) 2026年度

() 引き上げる予定 () 引き下げる予定 (○) 変更しない予定

※上記1)、2)の改定にあたって参考にしたことがあればご記入ください。

(5) 短期入所

短期入所支給者数			最多支給日数	平均支給日数	年間180日以上利用可とする支給者数	
2024年7月現在	2025年7月現在	前年同月比(%)			2024年7月現在	2025年7月現在
4,858	4,930	101.5(%)	31	8.8	188	185

(6) 介護保険利用を優先することについて

①要介護認定の申請をせず、障害福祉サービスの更新申請の受理について。

(○) 受理する () 受理しない () その他

受理しない場合、その理由

() 介護保険の利用申請は必須である。

() 要介護認定の申請をしない理由がない。

②要介護認定の申請をしない場合(介護保険を利用しない)、障害福祉サービスの継続利用について

() 65歳の誕生日前日をもって介護保険に相当する障害福祉サービスは打ち切る

() 65歳の誕生日前日をもって支給決定していた障害福祉サービスはすべて失効する

(○) 介護保険の利用申請をしないことを理由に障害福祉サービスを打ち切ることではない

その際の支給期間数(約 2)カ月

(7) 障害者・児虐待について

	養護者による障害者・児虐待		障害者・児福祉施設従事者等による障害者虐待	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
市町村等への相談・通報件数	203	265	180	142
市町村等による虐待判断件数	43	73	59	23
被虐待者数	43	73	252	37

(8) やむを得ない事由による身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法の措置

※2024年度措置件数

やむを得ない事由	療養介護等件数 (身障第18条2項 知障16条1項2号)	居宅介護等件数 (身障18条1項 知障15 条の4 児福21条の6)
虐待	0	0
認知症	0	0

その他()	0	76
--------	---	----

7. 任意予防接種の助成

子どものインフルエンザ以外:

担当課(健康福祉局感染症対策課)電話(052-972-3969)FAX(052-972-4203)

メールアドレス(a2631-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

子どものインフルエンザ:

担当課(子ども青少年局子育て支援課)電話(052-972-3083)FAX(052-972-4419)

メールアドレス(a3083@kodomoseishone.city.nagoya.lg.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ	1 歳から 6 歳となる日の属する年度の末日までの方(おたふくかぜの予防接種歴、り患歴のない方に限る)	3,600 円	3,000 円	2010 年 8 月
子どものインフルエンザ	事業実施年度に 12 歳、15 歳、18 歳となる方	5,126 円	0 円	2023 年 10 月
HPVワクチン(18歳以下の男性)		円	円	
RSウイルスワクチン		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン・带状疱疹ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン・带状疱疹ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類		対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌 ※過去に一度でもニューモバックスの接種を受けた方は対象外	(定期)	① 満 65 歳の方 ② 満 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する方(身体障害者手帳 1 級相当)	4,794 円	4,000 円	
	(任意)	満 66 歳以上の方	4,794 円	4,000 円	2010 年 10 月
带状疱疹ワクチン ※費用助成は、定期・任意どちらかを選んで生涯に一度(ビケン接種1回分、シングリックスは接種2回分)限り	(定期)	① 65 歳の方(ただし、経過措置として、令和 7 年 4 月 1 日から 5 年間は 65、70、75、80、85、90、95、100 歳となる年度に属する方とし、令和 7 年度のみ満 100 歳以上の方も対象とする。) ② 満 60 歳以上 65 歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する方(身体障害者手帳 1 級相当)	ビケン 4,226 円 シングリックス 10,826 円/回	ビケン 4,200 円 シングリックス 10,800 円/回	
	(任意)	満 50 歳以上の方(定期予防接種の対象年齢を除く。)	ビケン 4,226 円	ビケン 4,200 円	2020 年 3 月

			シングリックス 10,826 円/回	シングリックス 10,800 円/回	
--	--	--	-----------------------	-----------------------	--

②高齢者肺炎球菌ワクチンの2回目の任意予防接種を実施していますか。

() 実施している → () 1回目を助成していない人が対象 () 1回目を助成した人も対象
(○) 実施していない () 検討中

8. 健診事業 担当課(産婦健診:子ども青少年局子育て支援課)電話(052-972-3083)

FAX(052-972-4419)メールアドレス(a3083@kodomoseishone.city.nagoya.lg.jp)

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

回数: 2 回

開始年月: 平成 29 年 4 月

(2) 5歳児健診を実施していますか。

() 実施(予定)している … 開始(予定)年月(年 月)

(○) 実施していない

9. 地域の保健・医療 担当課(健康福祉局保健医療課)電話(052-972-2623)FAX(052-972-4154)

メールアドレス(a2623@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(1) 地域の公立公的病院の病床数の変更予定 (○)ある ()ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

独立行政法人国立病院機構東尾張病院

233 床→183 床(50 床減) (令和 7 年 7 月 1 日変更済)

(2) 自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策や奨学金制度の内容についてご記入ください。

確保対策:

奨学金制度:

【3】国または愛知県に対して市町村独自に提出した意見書の項目と提出年月日をご記入ください。

※2024年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	①国民健康保険の国庫負担引き上げ等を求める意見書	2024 年 11 月 19 日 2025 年 7 月 18 日
	②安心できる年金制度を求める意見書	年 月 日
	③介護保険制度の改善を求める意見書	2025 年 7 月 18 日
	④介護従事者の労働環境の改善を求める意見書	2025 年 7 月 18 日
	⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を求める意見書	2024 年 9 月 30 日 2025 年 7 月 18 日
	⑥子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	年 月 日
	⑦小中学校の給食費無償化を求める意見書	年 月 日
	⑧障害者・児の「暮らしの場」の拡充を求める意見書	2025 年 7 月 18 日
	⑨医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	2025 年 7 月 18 日
県	①国民健康保険への支援を求める意見書	2024 年 12 月
	②加齢性難聴者に対する補聴器購入の補助制度の新設を求める意見書	年 月 日

③子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書	2024 年 12 月
④学校給食費無償化のための補助制度の新設を求める意見書	年 月 日
⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床の増床を求める意見書	年 月 日
⑥医療・介護・福祉等で働く職員の処遇改善、人材確保を求める意見書	年 月 日

※2024年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。